

# 議会運営委員会 協議事項

令和２年（2020年）２月28日（金）

＜ 於 ＞ ２ 号 委 員 会 室

- 1 令和２年３月定例会における新型コロナウイルス感染症への対応について

議会運営委員会用資料（令和２年２月２８日）

１．理事者の議会への出席について

新型コロナウイルス感染症対策本部を、２月２７日 午後８時に設置しました。

今後、新型コロナウイルス感染症に対応するため、理事者の欠席や途中の入退室をさせていただく場合がございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

２．現在の状況及び今後の対応

（１）市立の小学校・中学校・高等学校・西宮養護学校の臨時休校

３月３日(火)から春休みまで、臨時休校とします。幼稚園は通常どおりです。

- ・３月２日（月）は開校し、給食も実施します。
- ・卒業式は出席者を限定するなど配慮の上、実施します。
- ・昨晚、市の HP にアップするとともに、学校を通じて保護者にも通知します。
- ・学童保育は実施しますが、指導員の確保等があり、受け入れ時間は調整中です。

（２）電話相談窓口の設置

本日（２月２８日）の１０：００に、一般相談窓口を設置します。

電話番号 ０７９８－３５－３４５６

開設時間 ８：４５～１９：００（土・日・祝を含む）

（３）保育所は通常どおり保育します。

（４）その他の市関連施設の開設については、検討中。月曜日までには結論を出す予定です。

（５）広報について

決定したもの及び今後決定するものは、随時、市 HP、SNS 等で広報します。

３月１０日号の市政ニュースにも掲載。

記者クラブへのプレスも行います。

## 第1回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議

---

日 時：令和2年2月28日（金）8:00～

場 所：本庁舎 442 会議室

### 1 対策本部の設置について

別紙参照

### 2 市立学校の臨時休校について

- ・教育委員会の対応
- ・こども支援局の対応
- ・各関連施設の扱い
- ・職員の服務

### 3 今後の対応

- ・相談窓口の開設
- ・Q & Aの作成（各局所管分）
- ・広報体制

### 4 その他

※次回の会議開催は、            月            日            時            分から

事 務 連 絡

令和2年2月27日

各  $\left( \begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{中 核 市} \end{array} \right)$  保育主管部（局）  
地域子ども・子育て支援事業主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等  
の対応について

子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の、当面の間の登園回避及び保育所等の臨時休園の措置に関する方針等については、これまで「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日付け事務連絡）などでお示ししてきたところですが、このたび小学校、中学校、高等学校等について臨時休業が要請されたことを踏まえ、保育所等の対応について、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

（保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業について）

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（内線4854，4853）

FAX：03-3595-2674

E-mail：[hoikuka@mhlw.go.jp](mailto:hoikuka@mhlw.go.jp)

（子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブについて）

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL：03-5253-1111（内線4966）

FAX：03-3595-2749

E-mail：[clubsenmon@mhlw.go.jp](mailto:clubsenmon@mhlw.go.jp)

## 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連して の保育所等の対応について（令和２年２月２７日時点）

（保育所について）

- １．今回の要請は、小学校、中学校、高等学校等については、現に感染が拡大していない地域においても、感染のリスクを予防する観点から、春休みの前段階として、臨時休業を要請するものである。

一方、保育所については、保護者が働いており、家に１人であることができない年齢の子どもが利用するものであることや、春休みもないなど学校とは異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。

- ２．ただし、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」に基づき、保育所の園児や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、臨時休園を検討されたい。その場合にも、その子どもの預かりが必要な場合の対応として、訪問型一時預かりや保育士による訪問保育等の代替措置を講じていただくようお願いしたい。

（放課後児童クラブについて）

- １．放課後児童クラブについては、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子どもを対象としており、特に小学校低学年の子どもは留守番をすることが困難な場合があると考えられ、学校と異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。その際、開所時間については、長期休暇などにおける開所時間（原則、１日につき８時間）に準じた取扱いとするなど、可能な限り柔軟な対応をお願いしたい。
- ２．また、追加で費用が発生する場合には、「子ども・子育て支援交付金」の国庫補助基準額の範囲内で補助することとしている。加えて、当該期間中に受け入れ児童数が増えること等に伴い、支援の単位を増やして放課後児童クラブを実施する場合には、既存の長期休暇支援加算の対象とすることができる。これらの追加費用については、内閣府より再度追加の交付申請を受け付ける

予定としているので、適切に申請していただくようお願いしたい。

3. 職員の確保については、放課後児童クラブの利用者へのサービス提供を維持するため、職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、市町村における放課後児童クラブ等関係団体への協力要請等を通じて、他の児童福祉施設等からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応をお願いしたい。
4. なお、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」に基づき、放課後児童クラブの利用児童や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、各市区町村において臨時休業を検討されたい。その場合にも、その子どもの預かりが必要な場合の対応として、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）やベビーシッターの活用等の代替措置を検討していただくようお願いしたい。